

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 自動車税の収納の事務を委託した件 一四
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 一四
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 一四

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 一四
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 一四
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 一四
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 一四

## 告 示

### 福島県告示第二百十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項の規定により、地方税の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十三年四月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県自動車税コンビニエンスストア収納業務
- 二 受託者の名称及び所在地  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
- 三 収納の事務を委託する期間  
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

(税 務 課)

### 福島県告示第二百十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年四月十五日から同年八月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
曾根田ショッピングセンター 福島県福島市曾根田町十二番地一
- 二 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日  
平成二十三年四月八日
- 四 届出年月日  
平成二十三年四月八日
- 五 届出をした者  
株式会社福島まちづくりセンター  
〔別紙書面〕は省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第二百十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年四月十五日から同年五月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市商工観光部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル門田町店 福島県会津若松市天神町二十二番十一号
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第二百十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十

三年四月十五日から同年五月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年四月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野四丁目一番地

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

公 告

公告第七十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十三年四月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日  
平成二十三年四月一日

二 名称

特定非営利活動法人ハーモネットわため

三 代表者の氏名

熊田 佳彦

四 主たる事務所の所在地

福島県須賀川市西川字池ノ上五十二番地三十六

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者や誰もが主体的に生き生きと安心して生活できるように、地域における生活及び就労支援体制を整備し、「人は何によって輝くのか」を主眼に特に障がい者が社会参加・社会復帰できるような地域福祉に寄与すること、また自然を大切に自然の恵み分かち合う生活の中で、生まれてきた喜び、共にいる幸せ、役に立つ嬉しさを感じ、その人らしい自立した生活が送れるよう支えることを目的とする。  
(文化振興課)

公告第七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十三年四月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称  
福島市土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 大波 恒夫 福島市大波字大林一三番地

(農村計画課)

公告第七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
平成二十三年四月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

須賀川市土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 樽川 久志 須賀川市大桑原字中原六七番地

(農村計画課)

公告第七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
平成二十三年四月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

猪苗代町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 渡部 功 耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字砂川二九一六番地

同 矢森 章雄 同 郡同 町字今泉一九二四番地

同 阿部 清美 同 郡同 町大字養字小水沢甲二七三〇番地

同 黒澤 孝 同 郡同 町字三ツ屋一二六五番地

同 鶴巢 守 同 郡同 町字土町二六番地

同 穴澤 進 同 郡同 町大字磐根字土田三三〇〇番地

同 加藤 忠彦 同 郡同 町大字長田字釜井三二二番地

同 佐藤 公章 同 郡同 町大字磐里字島田一九三二番地

同 黒崎 正 同 郡同 町大字堅田字廻谷地一六八八番地



同 同 監 同  
 事  
 小 國 野 塩  
 林 井 口 田  
 一 文 勸 豊  
 之 雄 市 郎  
 同 同 同 同  
 郡 郡 郡 郡  
 同 同 同 同  
 村 村 村 村  
 大 大 大 大  
 字 字 字 字  
 竜 小 北 四  
 崎 高 須 辻  
 字 字 字 新  
 糺 屋 釜 田  
 一 敷 窪 字  
 五 一 一 諏  
 番 四 三 訪  
 地 番 番 平  
 一 地 地 三  
 番 番 番 番  
 地 地 地 地  
 の の の の  
 一 一 一 一

(農村計画課)